

母子保健の関連施策

IV 廃止・休止・終了事業

1	神経芽細胞腫検査	実施期間 昭和58年度 事業開始 平成15年10月 事業休止
<p>1 目的 小児がんの一種である神経芽細胞腫のマス・スクリーニング検査を行い、疾病を早期に発見し、適切な治療に結びつけ、もって乳児の健康の保持増進を図る。</p> <p>2 実施主体 東京都 (特別区に居住する乳児は特別区に検査を委託)</p> <p>3 実施時の実施方法 3～4か月児健診時に検査セット(申込書・ろ紙・尿のつけ方)を交付。保護者は、生後6か月時に尿を検査ろ紙に絞り落とし、自然乾燥させ、検査機関に郵送</p> <p>4 検査機関 ・区部 各特別区 ・市町村 公益財団法人東京都予防医学協会</p> <pre> graph TD A[3~4か月児健診時] -- 検査セット交付 --> B[保護者] B -- ろ紙を郵送(尿) --> C[検査機関] C -- 再検査 --> B C -- 異常なし --> D[異常なければ保護者に連絡なし] C -- 要精密 --> E{要精密連絡票 (FAX)} E --> F[福祉保健局] F -- 要精密連絡票 --> G[保健所] G --> H[市町村] G --> I[保護者] </pre> <p>※市町村の場合のフロー図</p>		<p>【実施時の事業内容】</p> <p><補助内容> 国1/3 都2/3</p> <p>【経緯】 国:「神経芽細胞腫マススクリーニング検査のあり方に関する検討会報告書」(平成15年7月30日) 厚生労働省通知「神経芽細胞腫検査事業の実施について」(平成15年8月14日付雇児母発第0814001号) 都:平成15年10月2日付15健地健第567号 決定</p> <p>【厚生労働省の「神経芽細胞腫マススクリーニング検査のあり方に関する検討会報告書」要旨】</p> <p>(1) 本事業による有効性に関する評価</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 死亡率減少効果は、現在は不明確 ② 当事業によって発見される例の中には、相当程度、積極的治療を必要としない例が含まれていると考えられていること、治療そのものによる負担、治療によって合併症を生じる場合があるなど、不利益を受ける場合があることを否定できない。 <p>(2) 今後の事業のあり方について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 現行の事業はいったん休止することが適切 ② 今後、新たなスクリーニングを公的施策として導入する際は有効性の評価を事前に十分に尽くすこと。 <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神経芽細胞腫検査の実施について(昭和59年7月10日付児発第573号 厚生省児童家庭局長通知) ・東京都神経芽細胞腫検査実施要綱(昭和58年10月1日付58衛公母発第497号) <最終改正 平成11年2月19日>

2	育児等健康支援事業	実施 期間	昭和40年度 母子栄養強化費補助 昭和43年度 母子保健推進員補助 平成9年度 育児等健康支援事業 平成16年度末 事業廃止
<p>1 目的 区市町村の地域の実情に応じて、母子保健事業を効果的に行うために、メニューを選択・実施する。</p> <p>2 実施主体 区市町村</p> <p>3 実施時の事業内容（平成16年度）</p> <p>①地域活動事業 地域住民の自主的な活動の支援、地域活動組織の育成、子育てグループリーダーの育成・支援</p> <p>②母子栄養管理事業 栄養管理についてのグループワーク、低所得者への乳幼児への栄養食品支給</p> <p>③乳幼児育成指導等事業 健康診査で要経過観察とされた児童、保護者等への指導、小児期を通じた健康手帳の作成</p> <p>④出産前小児保健指導 妊産婦への小児科医等による保健指導</p> <p>⑤出産前後ケア事業 出産後の助産所等への入所による母体の保護・保健指導、助産所等での面接・訪問等による相談</p> <p>⑥健全母性育成事業 思春期の不安や悩み等の相談・指導</p> <p>⑦休日健診・相談等事業 乳幼児健診や保健指導等の休日実施</p> <p>⑧乳幼児健診における育児支援強化事業 育児不安や悩みに関する乳幼児健診での個別相談（心理）・グループワーク等</p> <p>⑨虐待・いじめ対策事業 虐待・いじめに関する電話・面接相談</p> <p>⑩児童虐待防止市町村ネットワーク事業 関係者による児童虐待防止協議会</p> <p>⑪ふれあい食体験事業 食体験の提供による健康な食習慣・人間関係づくり</p>		<p>【実施時の内容】 都は基準額の2/3を補助 国庫補助 1/2 負担割合：市町村 1/3、都 1/3、国 1/3 (間接補助)</p> <p>【経緯】 従来国で補助事業として実施してきたが、次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）へ移行することとなった。</p> <p>【メニュー⑧乳幼児健診における育児支援強化事業について】 同事業は、「乳幼児健診強化事業」の対象事業であった。厚生労働省通知により、「子どもの心健康づくり対策事業について」が平成15年4月1日付で廃止されたことに伴い、乳幼児健診強化推進事業は終了し、同内容で、「乳幼児健診における育児支援強化事業」として、育児等健康支援事業の選択事業の一つとして組み込まれた。</p> <p>【メニュー⑩児童虐待防止市町村ネットワーク事業について】 平成17年度より要保護児童地域対策協議会が法制化されたのに伴い、都では、同ネットワークの協議会移行を奨励</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法第5、9、10、14条 ・児童環境づくり基盤整備事業の実施について（児童家庭局長通知） ・育児等健康支援事業実施要綱（児童家庭局長通知） ・地域母子保健事業の実施について（母子保健課長通知） ・東京都市町村育児等健康支援事業実施要綱 	

3	母子保健サービスセンター	実施 期間	昭和62年10月 設立 平成11年度末 廃止
<p>1 目的 母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する施策の推進のために、情報収集・提供、専門的相談・指導、調査・研究、母子保健従事者への教育・研修を行う。</p> <p>2 実施主体 東京都 東京都立大塚病院内に設置</p> <p>3 実施時の事業内容</p> <p>①情報収集・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○母子保健事業情報システム ○母子医療情報システム ○業務支援システム <p>②専門相談・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○母子保健相談（従事者への相談） ○夜間電話相談・昼間電話相談 ○専門相談 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心の相談 ・発達相談 ・思春期・性の相談 ・結婚・妊娠・育児の相談 ・国際育児相談 ・SIDS 電話相談 <p>③調査・研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査 乳幼児の事故、思春期の性、子育てに関する母親の意識、外国語による診療状況、多胎児育児支援の実態調査等実施 ○統計 <ul style="list-style-type: none"> ・人口動態統計 ・母子保健事業報告の集計・分析と母子保健事業評価部会の開催 		<p>④教育・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別研修（思春期医学・周産期医学・実務セミナー等） ○一般研修（母子保健一般研修、医師会向け講演会、新生児妊産婦訪問指導員認定講習会、周産期医療関係者講習会） ○市町村支援研修 <p>【経緯】 平成9年度の地域保健法の改正をふまえ、都と区市町村の新しい役割分担の中で、母子保健サービスセンターにおける業務を事業体系ごとに継承することにより、都本課の広域的・専門的支援力強化、都保健所の機能強化を図ることとした。</p> <p>【根拠法令等】 ・母子保健法第5、9、10、14条</p>	

4	病気の子どもピアカウンセリング	実施 期間	平成 17 年 10 月 事業開始 平成 20 年度末 事業廃止
<p>1 意義・目的 小児慢性疾患児や長期療養児及びその保護者等に対し、同様の疾患を抱える者及びその養育経験者がカウンセラーとなって経験に基づく相談・助言を行うことにより、当該児童及びその親等が抱える不安や悩みの軽減を図り、日常生活上の支援を行う。</p> <p>2 実施主体 東京都（特別区・八王子市は除く。） 児童福祉法上の療育相談の一部であり、国実施要綱において、保健所長業務として規定されている。</p> <p>3 事業内容 (1) ピアカウンセラーの養成 小児慢性疾患児及びその養育経験者等に対し、学識経験者等による講義及び実習を行いカウンセラーとして相談業務に従事できるよう養成する。 (養成事業は平成 19 年度をもって終了)</p> <p>(2) ピアカウンセリングの実施 小児慢性疾患児及びその親等からの申し込みに基づき、訪問等によるピアカウンセリングを行い、日常生活上の相談・助言を行い、相談者が抱える不安や悩みの軽減を図る。</p> <p>4 実施方法等 (1) ピアカウンセラーの養成 都が養成研修を行う。(平成 19 年度まで)</p> <p>(2) ピアカウンセリングの実施 ○ 相談希望者の申請受理業務を多摩地区の東京都保健所で実施 ○ 患者団体事務局（NPO 法人難病の子ども支援全国ネットワーク）へピアカウンセラーの人材登録及び派遣業務等を委託</p>		<p>【経緯】 平成 17 年 10 月 事業開始 平成 19 年度 八王子市保健所設置に伴い、八王子市が実施主体となる。(東京都事業対象外) 平成 21 年 3 月 事業廃止 ピアカウンセリングに関しては、NPO 難病の子どもネットワーク等を、一層活用していくこととした。</p> <p>※認定 NPO 法人 難病のこども支援全国ネットワーク ホームページ http://www.nanbyonet.or.jp/</p> <p>【根拠法令等】 ・児童福祉法第 19 条 ・母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（平成 17 年 8 月 23 日付雇児発第 0823001 号） ・東京都療育相談事業実施要綱（昭和 48 年 4 月 1 日付 48 衛公母発第 8 号） <最終改正 平成 19 年 3 月 31 日> ・病気の子どもピアカウンセリング事業実施要領（平成 17 年 9 月 14 日付 17 福保子医第 407 号）</p> <p>※ 国庫補助金は、特別区・八王子市へ直接補助（療育相談事業）</p>	

5	ドクターアドバイスシステム	実施 期間	平成19年10月 事業開始 平成21年度末 事業廃止
<p>1 目的</p> <p>医師、歯科医師等に対し、児童虐待に関する相談事業や研修事業等を通じ、受診時等に児童虐待の可能性が疑われる事例等についての医学的な知見を付与することにより、医療機関における児童虐待に対する判断力や対応力を高め、児童虐待の早期発見や予防に資すること。</p> <p>2 実施主体</p> <p>東京都 事務局を社会福祉法人子どもの虐待防止センターに委託</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 相談事業</p> <p>医療機関において、児童虐待の有無の判断を明確にできない事例及び対処方法が分からない事例等について、医学上及び法律上の相談を受ける。 相談者は原則として医師及び歯科医師を対象とし、児童虐待対応に必要な学識経験を有する医師、歯科医師、弁護士及びその所属機関が回答する。 実施方法は、事務局にて相談を受け付け、内容に応じて最適な回答者に回答を依頼する。受付後、原則として7日間以内に、事務局からファクシミリか電子メールにて回答する。</p> <p>(2) 研修事業</p> <p>原則として一次医療機関の医師及び歯科医師を対象に、医療機関における児童虐待への対応力を高めるため、医学的及び法律的観点からの講義を実施する。</p> <p>(3) 普及・啓発事業</p> <p>事業の普及・啓発に係る印刷物を作成し、都内の医療機関に配布し、活用する。</p>		<p>【経緯】</p> <p>平成19年度より3年間の事業として実施。平成22年度からは「医療機関における虐待対応力強化事業」として、事業を再構築して展開している。</p> <p>(1) 相談体制の再構築</p> <p>○虐待に関する相談事業は、引き続き、社会福祉法人子どもの虐待防止センターで実施 電話番号 03-6909-0999 相談時間 平日：午前10時から午後5時 土曜日：午前10時から午後3時 ホームページ http://www.ccap.or.jp/ ○虐待を含む子供家庭相談については、各児童相談所及び各区市町村の子供家庭支援センターで実施</p> <p>(2) 研修事業の再構築</p> <p>地域における虐待対応力向上研修(巡回型研修)として、虐待の医学的所見に関する講義と地域の関係機関の紹介を合わせて、身近な関係機関に相談しやすい体制整備を目指す内容に拡充</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止法第4条 (国及び地方公共団体の責務等) 	

6	子育てスタート支援事業	実施 期間	平成 19 年度 事業開始 平成 27 年度末 事業廃止
<p>1 目的 関係機関や母子保健事業等において把握された、家族等から産褥期のケアが受けられない等、特に支援を要すると区市町村が判断した母児等に対し、心身の安定と育児知識等を付与する場として、一定期間の宿泊ケアやデイケアを行うことで、妊娠から産後までの切れ目のないサポート体制を確立し、親の育ちを支援することにより、虐待の未然防止を図る。</p> <p>2 実施主体 区市町村（委託可）</p> <p>3 対象 原則として、病産院等での分娩退院後、家族・親族等から産褥期のケアを受けられない者で、区市町村において、支援が必要と判断したもの（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①若年親等で、精神的に未熟・不安定である者 ②望まない妊娠等による出産等により、精神状態が不安定で安定的な養育が困難と思われる者 ③特に強い育児不安がある者のうち、経済的事由等で他のサービスを受けられない者 ④その他区市町村長が必要と認める者 <p>4 事業内容 区市町村が、母子保健事業等の機会を通じて、出産や子育てに特に支援を必要とする家庭を早期に把握し、コーディネーターが作成する支援プログラムに基づき、妊娠期から出産後まで、関係機関が連携して支援する。</p> <p>妊娠中は母親学級や養育支援訪問事業等により支援を行い、出産後は母児に対し、助産師等が宿泊ケアやデイケアにて母体のケアや母乳育児の支援、育児指導などを実施する。さらにその後の支援として、地域の関係機関につなげていくことで、重層的な支援体制を確立し、心身ともに不安定になりがちな産褥期の子育てを支援する。</p>		<p>5 事業実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度実施自治体 世田谷区・多摩市 ・平成 20～22 年度実施自治体 世田谷区・多摩市・府中市 ・平成 23～25 年度実施自治体 江東区・世田谷区・多摩市・府中市 ・平成 26 年度実施自治体 江東区・世田谷区・府中市 ・平成 27 年度実施自治体 江東区・多摩市・府中市 <p>※本事業は平成 27 年度末で廃止</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てスタート支援事業実施要綱 	

7	けんこう子育て・とうきょう事業 (出産・育児支援及び虐待防止事業)	実施 期間	令和元年度 事業開始 令和3年度末 事業終了
<p>1 目的</p> <p>核家族化や地域社会の人間関係の希薄化等により、増大している妊産婦や子育て家庭の不安感・負担感を軽減させるために、具体的な子育てスキルを提供することで子供の健やかな成長と虐待の未然防止を図る。</p> <p>2 実施主体</p> <p>東京都</p> <p>3 実施方法</p> <p>大学研究者による事業提案制度に基づき、東京医科歯科大学と協力し、以下の取組を行う。 (令和元年度から令和3年度までのモデル事業として都内の協力自治体において実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村で把握する妊娠届出等の情報をもとにアルゴリズムを開発 ○ データを分析し、ニーズに応じた育児スキルに関するコンテンツを作成 ○ 区市町村での支援に活用(コンテンツを提供) ○ 効果測定 ○ 支援ガイドライン・報告書の作成 		<p>【経緯】</p> <p>平成31年度 大学研究者による事業提案制度に基づき、東京都医科歯科大学からの提案を受け事業開始</p> <p>【根拠規定等】</p> <p>都：大学研究者による事業提案制度実施要綱 (平成30年6月28日付30財主財第61号) <最終改正 令和3年3月19日付2財主財第273号></p>	

8	<p>思春期から更年期までの 母性保健向上事業 (医療保健政策区市町村包括補助事業)</p>	<p>実施 期間</p>	<p>平成28年度 事業開始 令和3年度 事業廃止</p>
<p>1 概要 「思春期から更年期までの母性保健向上事業」は医療保健政策区市町村包括補助事業の選択事業の一つである。 母子保健施策の現状においては、乳幼児期の保健対策に比べると、母性の保健対策は取組が充実しておらず、とくに妊娠期・産褥期以外の時期のサポートが不足している。このため、思春期から更年期に至るまでの母性保健の向上を図る取組に対して補助を行う。</p> <p>2 実施主体 特別区・市町村（医療保健政策区市町村包括補助事業の選択項目として実施）</p> <p>3 実施方法・内容等 母性が妊娠・出産・育児についての理解を深め、自ら進んで健康の保持・増進を図ることをサポートするために、主に以下の内容に関して実施する健康教育、普及啓発相談支援事業に関する補助を行う。 ○妊娠適齢期に関すること。 ○不妊症・不育症に関すること。 ○婦人科疾患に関すること。 ○更年期障害に関すること。</p> <p>4 補助概要 (1) 補助率 1/2 (2) 選択事業 区市町村が地域特性を踏まえ、医療保健分野において独自に企画して実施するもの (3) 補助期間 原則1年（更新可能） (4) 補助条件等 ○健康増進法に基づく健康増進事業に該当する事業内容は補助対象外とする。 ○こころの健康づくりを目的とした事業は補助対象外とする（母性保健の観点から思春期や更年期うつなどを取り上げる場合は除く。）。</p>		<p>○高血圧、脂質異常症、糖尿病、歯周疾患、骨粗しょう症、肥満等の生活習慣病の予防や改善を目的とした事業は補助対象外とする。 ○母性保健の向上を目的とする限り、事業内容によって男性を対象者に含めても構わない。</p> <p>【経緯】 平成19年度 医療保健政策区市町村包括 補助事業が開始 平成20年度 「女性の健康づくりに関する事業」として実施 平成27年度 「女性の健康づくりに関する事業」メニューを分割し、選択事業「思春期から更年期までの母性保健向上事業」として実施 令和4年度 医療保健政策区市町村包括補助事業における「思春期から更年期までの母性保健向上事業」を拡充し、単独補助事業を立ち上げる予定</p> <p>【根拠法令等】 ・母子保健法第5条（国及び地方公共団体の責務等） ・医療保健政策区市町村包括補助事業実施要綱</p>	